

令和6年度「愛好者増加対策」補助金交付要綱

佐賀県ソフトテニス連盟

1 趣 旨

中学校部活引退後の練習場所確保など引退後もプレーできる環境を提供することで高校における競技者の減に歯止めをかけることを目的として、中学3年生を対象とした各支部等が独自に取り組む愛好者増加対策事業に要する経費について、予算の範囲内において、この要綱に基づき補助金を交付する。

2 補助対象者

佐賀県ソフトテニス連盟（以下、「県連」という。）規約第4条第1項に定める支部（市郡を代表する協会又は連盟等）とする。

3 対象事業

各支部が主催して行う愛好者増加対策事業のうち、中学3年生が部活引退後から高校入学までの間、ソフトテニスをプレーできる環境を提供する事業とする。

・ 中学3年生を対象としたソフトテニス教室、講習会、練習会、各種大会等の開催

・ 注意事項 ①活動には必ず指導者が立ち会い、事故防止に努めること。

②既存の大会や練習に中学3年生が参加するだけでは活動と認めない。

③活動日数は、延べ15日以上とする。

4 対象経費

愛好者増加対策に係る経費のうち、以下の経費を補助の対象とする。

①講師謝金 ②旅費 ③消耗品費（ボール代等） ④コート使用料

⑤その他必要経費

* 以下のものは助成の対象とはしない。

①食糧費 ②備品購入費 ③通常の支部運営経費

5 補助内容

対象経費全体の10分の10以内で、県連予算の範囲内で補助金を交付する。ただし、1支部当たり3万円を限度とする。

6 交付の申請

補助金の交付を受けようとする支部は、別に定める補助金交付申請書を次により会長に提出しなければならない。

(1) 申請期限 令和6年7月31日（水）

(2) 申請方法 交付申請書を郵送（必着）、E-mail又はFAXにて提出すること。

(3) 申請先 〒847-0084 唐津市和多田西山2-4 1 前田建設ビル1F

佐賀県ソフトテニス連盟事務局 FAX：0955-53-8348

E-mail：ssta41@onyx.ocn.ne.jp

7 交付の決定

会長は、交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたとときは、交付の決定を行う。

8 実績の報告

事業が完了した支部は、会長が指定する日までに、別に定める事業実績報告書に領収書等証明書類の原本を添えて会長に提出しなければならない。

支払いについては、銀行振込を原則とする。